

熊谷支部例会研修
令和7年8月7日

令和7年度税制改正

※ 本テキストは、令和7年度税制改正大綱を基に作成されております。

埼玉県税理士講師団
関東信越税理士会本庄支部
講師 松本純一

プロフィール

平成11年3月 日本大学商学部会計学科卒業
平成15年9月 大原簿記学校へ入社 税理士講座にて法人税法を担当
平成19年8月 松本和弘税理士事務所へ入所
平成23年6月 税理士登録
平成27年6月 埼玉県税理士講師団へ入団
令和2年1月 松本純一税理士事務所を開業

著書

埼玉県税理士講師団で編著している「実務家・経理担当者のための税務相談室Ⅲ」(大蔵財務協会)
同上「実務家・経理担当者のための税務相談室Ⅳ」(大蔵財務協会)
同上「いま、税理士が知っておきたい最近の重要実務事項」(大蔵財務協会)

目 次

I 個人所得課税

1	基礎控除の見直し	2
2	給与所得控除の最低保障額の見直し	3
3	特定親族特別控除の創設	4
4	上記見直しに伴う見直し	5
5	子育て世帯支援税制	6
6	給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整	7
7	企業型確定拠出年金等の拠出限度額の引上げ	8
8	退職所得控除の調整規定の見直し	8

II 法人課税

1	軽減税率の延長	10
2	中小企業投資促進税制の延長	10
3	新リース会計基準に関連する税制改正	10
4	企業版ふるさと納税制度の延長	12
5	防衛特別法人税の創設	13

III 資産課税

1	法人版事業承継税制の延長	14
2	個人版事業承継税制の延長	14
3	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長	14
4	固定資産税の減免の特例措置の延長	14
5	取引相場のない株式の評価の見直し	15

参考	基礎控除等の見直しQ&A(一部) 他	16
----	--------------------	----

はじめに

「税は国家なり」。税体系のあり方は国家運営の根幹を形成する。時代に適さぬものを改め、維持すべきものを護り、国際的責務を果たす国家にふさわしい税制を目指し、丁寧な対話を通じて国民の納得と共感が得られるよう努めるなど、弛まぬ政治的努力を重ねていかねばならない。そして、日本経済の成長の歩みを確実に進め、若者や現役世代にも光を当てつつ「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築することを基本として、徒に過去の制度に囚われることなく惰性を排さなければならない。こうした基本的視点に立ち、下記の3点を踏まえ、税制のあり方を不断に見直すことが求められている。

1. 持続的な経済成長を目指し、活力ある社会を構築するための環境整備を図ること。(設備投資の促進等)
2. 若者や現役世代を含め誰もが豊かさを実感できる、質の高い国民生活を実現すること。(所得向上、社会インフラの整備等)
3. わが国を取り巻く厳しい国際環境や国際的要請を踏まえ、いわゆる安全保障及び経済安全保障の強化や地球温暖化対策等に取り組むこと。

以上が石破内閣の税制改正における根幹をなす考え方であり、これに基づいた改正となっている。本研修では、令和7年度税制改正大綱に基づき大まかな改正内容を確認するとともに令和6年9月に企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)から公表された企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(以下「新リース会計基準」という。)の内容の確認とリース取引に係る税制改正の内容を確認していきます。

本研修が皆様の日々の業務に役立つことがほんのわずかでもありましたら幸いに思います。

I. 個人所得課税

1. 基礎控除の見直し

令和7年分以後の所得税における基礎控除の額について合計所得金額が2,350万円以下の個人の控除額を最大10万円引き上げる。具体的には、以下のとおりとする。

合計所得金額	基礎控除の額	
	改正後	改正前
2,350万円以下である個人	58万円	48万円
2,350万円を超え2,400万円以下である個人	48万円	48万円
2,400万円を超え2,450万円以下である個人	32万円	32万円
2,450万円を超え2,500万円以下である個人	16万円	16万円
2,500万円を超える個人	0万円	0万円

(注) 給与等及び公的年金等の源泉徴収については令和8年1月1日以後に支払うべきものより適用する。(源泉徴収税額表の見直しをする。)

というのが当初令和7年度税制改正大綱に記載された改正案でしたが、過去に例のない修正が行われ上記改正案にさらに基礎控除の特例が以下のとおり合計所得金額655万円以下の個人の控除額を最大37万円～5万円上乘せすることとなりました。

ただし、恒久的措置と令和7年・令和8年限定の時限措置とがあることには注意が必要です。具体的には、以下のとおりです。

合計所得金額	基礎控除の額		適用期間
	改正後	改正前	
132万円以下の個人	95万円	48万円	恒久的
132万円超336万円以下の個人	88万円	48万円	令和7・8年
336万円超489万円以下の個人	68万円	48万円	令和7・8年
489万円超655万円以下の個人	63万円	48万円	令和7・8年

なお、令和 9 年分以降は合計所得金額 132 万円超 655 万円以下の個人の基礎控除額は 58 万円となるため、令和 9 年分の合計所得金額が、132 万円から 133 万円（給与等の収入金額が 200 万円から 201 万円）に増えた場合 1 万円増えただけなのに手取り額は 8,500 円減少することや令和 7 年～8 年分の修正による上乗せ額に最大 20 万円の差額があるため合計所得金額 336 万円から 337 万円（給与等の収入金額が 475 万円から 476 万円）に増えた場合 1 万円増えても手取り額は増えないなどの問題点も既に指摘されています。

また、この改正は令和 7 年 12 月 1 日より施行（適用は令和 7 年分の所得税）されるため Q & A 7 - 1 のように令和 7 年 11 月 30 日以前に申告する準確定申告書等について、適用はあっても本改正等が施行前のため従前の規定により計算し、申告する必要がありますのでご注意ください。併せて施行後の令和 7 年 12 月 1 日以降（令和 12 年 12 月 2 日まで）に更正の請求を行い改正に係る部分の適用を受ける必要があります。

2. 給与所得控除の最低保障額の見直し

令和 7 年分以後の給与所得控除について 55 万円の最低保障額を 65 万円に引き上げる見直しを行う。これに伴い給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出表、年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表等も見直しも行う。（令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべきものより適用する。）

具体的には次のとおりとなる。

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,625,000 円以下	650,000 円
1,625,000 円超 1,900,000 円以下	650,000 円
1,900,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額 × 30% + 80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額 × 20% + 440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額 × 10% + 1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円

3. 特定親族特別控除の創設

居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。なお、この改正は令和 7 年分以後の所得税について適用する。

ただし、この改正は令和 7 年 12 月 1 日より施行(適用は令和 7 年分の所得税)されるため Q & A 7-3 のように令和 7 年 11 月 30 日以前に申告する準確定申告書等について、適用はあっても本改正等が施行前のため従前の規定により計算し、申告する必要がありますのでご注意ください。併せて施行後の令和 7 年 12 月 1 日以降(令和 12 年 12 月 2 日まで)に更正の請求を行い改正に係る部分の適用を受ける必要があります。

また、給与等又は公的年金等の源泉徴収における適用は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべきものより適用する。

特定親族特別控除(所得税)

	親族等の 合計所得金額	控除額	
		改正後	改正前
扶養親族 (特定扶養親族)	48 万円以下	63 万円	63 万円
特定親族 特別控除	48 万円超 58 万円以下	63 万円	0 円
	58 万円超 85 万円以下	63 万円	
	85 万円超 90 万円以下	61 万円	
	90 万円超 95 万円以下	51 万円	
	95 万円超 100 万円以下	41 万円	
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	
	105 万円超 110 万円以下	21 万円	
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	

特定親族特別控除(個人住民税)

	親族等の 合計所得金額	控除額	
		改正後	改正前
扶養親族 (特定扶養親族)	48万円以下	45万円	45万円
特定親族 特別控除	48万円超 58万円以下	45万円	0円
	58万円超 95万円以下	45万円	
	95万円超 100万円以下	41万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	
	105万円超 110万円以下	21万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	

4. 上記の見直しに伴う要件の見直し

上記1から3の改正に伴い以下の要件等を見直しを行う。

なお、この改正は令和7年分以後の所得税について適用する。

基礎控除の引き上げに伴う見直し

項目	改正後		改正前	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
配偶者控除	同一生計配偶者の 合計所得金額要件 58万円以下※	38万円	同一生計配偶者の 合計所得金額要件 48万円以下	38万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外 の生計一の配偶者 58万円超～133万円以下※	1万円～38万円	控除対象配偶者以外 の生計一の配偶者 48万円超～133万円以下	1万円～38万円
扶養控除	扶養親族の 合計所得金額要件 58万円以下※	38万円～63万円	扶養親族の 合計所得金額要件 48万円以下	38万円～63万円

障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下※	27万円～75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下	27万円～75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下※	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下	27万円
ひとり親控除	生計一の子の総所得金額等の合計額の要件 58万円以下※	35万円	生計一の子の総所得金額等の合計額の要件 48万円以下	35万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 85万円以下※	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 75万円以下	27万円
家庭内労働者等の特例	—	65万円	—	55万円

※ 基礎控除について上乗せ修正があったため上乗せ分も考慮して適用要件を判断することになります。

5. 子育て世帯支援税制

① 生命保険料控除の拡充

令和8年分の生命保険料控除につき、子育て世帯（23歳未満の扶養親族がいる場合）の一般生命保険料控除の適用限度額を6万円（現行4万円）と2万円引き上げる。

ただし、一般生命保険料、介護医療保険料と個人年金保険料の合計適用限度額は現行の12万円のままとする。

② 住宅ローン控除の特例の延長

子育て世帯（夫婦のいずれかが40歳未満又は19歳未満の扶養親族がいる個人）が認定住宅等を新築し、令和7年中に居住の用に供した場合には、以下のとおり控除対象借入限度額に上乗せ措置を講ずる。（1年延長）

		入居時期	
		令和6年	令和7年
新築・買取再販	認定住宅	4,500万円 子育て世帯 5,000万円	4,500万円 子育て世帯 5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円 子育て世帯 4,500万円	3,500万円 子育て世帯 4,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円 子育て世帯 4,000万円	3,000万円 子育て世帯 4,000万円

上記以外の一般住宅、中古住宅等は上乗せ措置なし。

③ 住宅リフォーム税制の延長

子育てに対応した住宅へのリフォームを支援する税制が1年間（令和7年中に居住の用に供した場合）延長されました。

6. 給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整

年金課税制度については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間

で税負担が異なることについて、公平性の観点から是正が求められてきており、また、在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われることで、給与収入を得つつより多くの年金を受け取る者が増えることが想定され税負担の不公平感が増すことから、給与収入が高い年金受給者の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計控除額の上限を280万円とする改正が令和8年度に予定されています。

7. 企業型確定拠出年金・個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成ができる環境に整備するため企業型及び個人型の確定拠出年金の拠出限度額が月額7,000円引上げられます。

また、企業型年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることが出来ないとする要件が廃止されます。

ただし、引上げ後も税制上の改正はないため、従来どおりの税制上の取扱いとなります。

8. 退職所得控除の調整規定等の見直し

① 退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例

これまでは、退職手当等を受け取った年の前年以前4年以内に他の退職手当等の支払いを受けた場合には、退職所得控除の計算については勤続年数の重複を排除することとされています。また、確定拠出年金に係る老齢一時金(DC一時金)を受け取った年の前年以前19年以内に他の退職手当等を受け取った場合にも、勤続年数の重複排除が適用されていました。

定年の引上げ、働き方やライフコースの多様化による転職者の増加により先にDC一時金を受給し、その後に5年以上期間をあけて退職手当等を受け取ることでどちらも満額の退職所得控除を受けられることになり、今後も複数の退職手当等を受給する者が増えることが想定される中で、課税の公平の観点から重複排除に係る調整期間を従来の退職手当等を受け取った年の前年以前4年以内から同年の前年以前9年以内に期間が延長されました。

なお、この改正は令和8年分以後の所得税について適用し、令和7年分以前については従来どおりの税制上の取扱いとなります。

② 退職受給申告書の保存期間の延長

上記①の改正に伴いこれまで7年とされていた退職受給申告書の退職手当等の支払者における保存期間が10年に延長されました。

なお、この改正は令和8年1月1日以後に支払いを受けるべき退職手当等について受理する退職受給申告書について適用し、同日前に支払いを受けるべき退職手当等について受理する退職受給申告書については従来どおりの税制上の取扱いとなります。

③ 退職所得の源泉徴収票の改正

令和4年度の会計検査院による決算検査報告において退職所得がある場合の所得税確定申告における基礎控除の判定等が退職所得の金額を含めた合計所得金額で適正に適用されていないケースがあることについて指摘がなされたことに伴い、退職所得の源泉徴収票につき、税務当局による正確な支給状況の把握と適正な規定適用の確保の観点から、従来の提出省略範囲を定める規定を廃止し、法人の役員以外の全ての居住者に対して支払う退職手当等に係る退職所得の源泉徴収票について、税務署長に対し、その提出をしなければならないこととされました。

なお、この改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等について提出し、又は交付する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき退職手当等について提出し、又は交付する源泉徴収票については従来どおりの提出省略範囲の規定が適用されます。

Ⅱ. 法人課税

1. 中小企業者等に対する軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 令和7年4月1日以後に開始する事業年度について所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）とする。
- ② 適用対象法人の範囲から中小通算法人を除外する。

2. 中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制について、みなし大企業の判定に一定の除外措置を講じた上、その適用期限を2年延長（令和9年3月31日まで）する。

3. 新リース会計基準に関連する税制改正

税制改正の前に、令和6年9月にASBJから公表された企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」いわゆる「新リース会計基準」とはどのようなものなのかを簡単に確認しましょう。

〔従来のリース会計基準〕

従来のリース会計基準では、リース取引をオペレーティング・リース取引とファイナンス・リース取引に分類し、オペレーティング・リース取引については賃貸借処理を、ファイナンス・リース取引については売買処理（一部賃貸借処理もあります。）を行っていました。

〔新リース会計基準〕

新リース会計基準の適用対象法人は、上場企業などの金融商品取引法の適用を受ける企業グループや、会社法上の大会社など会計監査人を設置する企業で、いわゆる監査法人等の会計監査を受ける企業である。

上記を踏まえて、ざっくり新リース会計基準では従来のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分をなくし、全てを売買処理(オンバランス、つまり貸借対照表に資産(使用权資産勘定)、負債(リース負債勘定)に計上する方法)することになりました。

ただし、従来のリース会計基準同様に、少額リース資産(リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引)や短期リース(リース期間が1年以内のリース取引)については、賃貸借処理(オフバランス)が認められます。

ちょっと特殊なのが新リース会計基準では、「リース期間≠契約期間」には注意が必要でリース期間=契約期間+解約オプション(リースを中途解約する場合にリース期間を短くするOP)+延長オプション(リースを延長する場合にリース期間を長くするOP)であり、この期間が1年以内かどうかで判定することになります。

また、事業所の地代家賃などこれまでオフバランス処理をしていたものが全てオンバランス処理されることにより資産や負債を基礎に判定される自己資本比率等に影響が出ます。

〔新リース会計基準に関連する税制改正〕

基本的には新リース会計基準を適用しないのであれば、従来どおりの取り扱いで大きな変更はありませんが、新リース会計基準を適用する場合は、税務と会計の処理の乖離が発生する(申告調整が必要となる。)ものと思われます。

もちろん改正がないわけではなくファイナンスリースによる資産の譲渡(リース譲渡)において従来認められていた延払基準による処理の特例が廃止される等、新リース会計基準の導入に併せた見直しも行われています。

新リース会計基準の日本での導入は令和9年4月1日以後開始事業年度からとなりますので今後の改正に注目しましょう。

【リース取引まとめ】

リース取引		新リース会計基準 (現行リース会計基準)	税制上の取扱い (法人税・消費税)	外形標準課税
ファイナンス ・リース	借手	売買処理 (売買処理)	売買処理	リース料のうち 金利部分が 支払利子
	貸手	売買処理、延払 基準は廃止 (売買処理、延払 基準も可)	売買処理、延払 基準は廃止 (経過措置あり ※)	リース料のうち 金利部分が 受取利子
オペレーティ ング・リース	借手	売買処理 (賃貸借処理)	賃貸借処置	左の損金算入 される支払賃 借料
	貸手	賃貸借処理 (賃貸借処理)	賃貸借処理	受取賃借料

※ 令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡については一定の延払基準の方法により収益・費用を計上できます。

また、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合には、繰延リース利益額を5年均等(消費税は10年均等)で収益計上(譲渡対価の額とする)する経過措置が設けられます。

4. 企業版ふるさと納税制度の延長

企業版ふるさと納税制度について、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、その軽減効果(損金算入による効果30%、税額控除による効果60%の併せて90%)を維持した上で適用期限が3年間延長されました。

5. 防衛特別法人税の創設

我が国を取り巻く安全保障環境の悪化を鑑み、将来にわたって防衛力の強化・維持していくために安定的な財源の確保が必要不可欠であることから各事業年度の所得に対して法人税を課される法人に対し、基礎控除年 500 万円控除後の課税標準法人税額の 4 % 税率を乗じた金額から税額控除を控除した金額に相当する防衛特別法人税額を令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度より課すものとする。

① 基準標準法人税額

以下の規定の適用前の法人税額とする。

- (イ) 所得税額の控除
- (ロ) 外国税額の控除
- (ハ) 分配時調整外国税相当額の控除
- (ニ) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- (ホ) 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- (ヘ) 控除対象所得税額等相当額の控除

② 防衛特別法人税額の計算上受けられる税額控除は以下のとおりとする。

- (イ) 外国税額の控除
- (ロ) 分配時調整外国税相当額の控除
- (ハ) 控除対象所得税額等相当額の控除
- (ニ) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

③ 税額計算

- (イ) 課税標準法人税額
基準法人税額(地方法人税と同様)－基礎控除額(500 万円)
- (ロ) 防衛特別法人税の額
課税標準法人税額× 4 %－税額控除

Ⅲ. 資産課税

1. 法人版事業承継税制の要件緩和

法人版事業承継税制について贈与税の納税猶予の特例措置を受ける後継者の要件の1つであった「贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員であること」の要件が緩和され、令和7年1月1日以後の贈与については贈与の直前において役員等であればよいこととされました。

2. 個人版事業承継税制の要件緩和

個人版事業承継税制について贈与税の納税猶予の特例措置を受ける後継者の要件の1つであった「贈与の日まで引き続き3年以上継続してその特定事業用資産に係る事業もしくは同種の事業に従事していること」の要件が緩和され、令和7年1月1日以後の贈与については贈与の直前において従事すればよいこととされました。

3. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

こども家庭庁より令和7年度税制改正要望事項で挙げられた要望に「期限の延長」と「乳児等通園支援事業に係る費用の適用対象化」がありましたが、今回の税制改正では、適用期限の延長のみがとおる2年間延長されることとなりました。

4. 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の減免の特例措置の延長

中小企業は、地域の経済や雇用を支え地域経済の発展に資する重要な役割を担っていることから、積極的な設備投資を後押し、生産性の向上や賃上げを促進することで地域社会全体の発展を図ることを目的として固定資産税の

減免の特例措置を一定の要件の見直した上で2年間延長する。

5. 相続等により取得した取引相場のない株式の評価

令和6年11月6日に内閣に提出された会計検査院の報告の中に別途添付の『相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について』の指摘があり、令和8年度税制改正に盛り込まれることが想定されます。詳しくは次ページ以降の資料にて説明します。

【令和7年分の所得税に係る準確定申告等】

7-1 令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出する場合の基礎控除等

令和7年11月30日以前に令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用は受けることができないのでしょうか。

[A]

令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等（上記「1-1 改正の概要」の1の令和7年12月1日からの改正）は、令和7年12月1日から施行することとされていることから、同年11月30日以前にいわゆる準確定申告書^(注1)を提出する場合には、適用されないこととなります。

その上で、令和7年11月30日以前に準確定申告書を提出した方は、同年12月1日から令和12年12月2日（月）までに更正の請求を行うことにより、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用を受けることができます^(注2)。

(注) 1 「年途中で死亡した場合の確定申告」又は「年途中で出国^(※)をする場合の確定申告」により提出される確定申告書をいいます。以下同じです。

※ 「出国」とは、居住者については、納税管理人の選任届出をしないで国内に住所等を有しないこととなることをいいます。

2 この場合の更正の請求書については、令和6年分の様式を使用する場合で特定親族特別控除を適用するときには、下記7-2の準確定申告書の記載方法に準じて記載してください。なお、既に提出した準確定申告書に係る法定申告期限が到来していない場合には、訂正申告書の提出により基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。

3 令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等については、令和7年12月1日から施行されるため、同日前に期限が到来する予定納税額の減額申請においては、適用はありませんので、改正前の規定に基づき申請する必要があります。

7-2 令和7年12月1日以後にe-Taxソフトで準確定申告書を提出する場合の基礎控除

令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合、e-Taxソフトでは「基礎控除」欄に48万円までの金額しか入力できません。令和7年度税制改正による基礎控除の見直しを適用するには、どうすればよいのでしょうか。

[A]

令和7年12月1日以後に、令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、その準確定申告の際に、令和7年度税制改正による基礎控除の見直しの適用を受けることとなります。

この場合の準確定申告については、令和7年の間は令和6年分の確定申告書の様式を使用することとなるところ、e-Taxソフトを利用する場合の基礎控除額の入力については、次のとおりです。

申告書第一表の「基礎控除」欄には金額を入力せず、初期表示の「0,000」のままとし、「雑損控除」欄に改正後の基礎控除額を入力してください。

なお、雑損控除も入力する必要がある場合は、雑損控除額と改正後の基礎控除額を合わせた金額を入力してください。

また、申告書等送信票（兼送付書）の「特記事項」欄に「基礎控除額●●●円」（雑損控除額もある場合は、「雑損控除額●●●円、基礎控除額●●●円」と入力してください。

7-3 令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合の特定親族特別控除

令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する場合には、特定親族特別控除は適用されるのでしょうか。また、適用されるときには、申告書はどのように記載するのでしょうか。

[A]

令和7年12月1日以後に、令和7年分の準確定申告書を提出する場合には、その準確定申告の際に、特定親族特別控除の適用を受けることとなります。

この場合の準確定申告については、令和7年の間は令和6年分の確定申告書の様式を使用することとなるところ、特定親族特別控除額の記載については、次のとおりです。

○ 書面の場合

申告書第一表の「扶養控除」欄の項目名を抹消し、当該項目名の欄の余白に「特定親族特別控除」と記載した上で、同欄の金額欄に特定親族特別控除額を記載してください。

(注) 扶養控除額の記載が必要な方については、「扶養控除」欄の項目名を抹消することなく、当該項目名の下に「特定親族特別控除」と記載した上で、同欄の金額欄を二段書きとし、その上部に扶養控除額を、下部に特定親族特別控除額を記載してください。

○ e-Tax ソフトの場合

申告書第一表の「扶養控除」欄に特定親族特別控除額を入力してください。

なお、扶養控除も入力する必要がある場合は、扶養控除額と特定親族特別控除額を合わせた金額を入力してください。

また、申告書等送信票（兼送付書）の「特記事項」欄に「特定親族特別控除額●●●円」（扶養控除額もある場合は、「扶養控除額●●●円、特定親族特別控除額●●●円」）と入力してください。

7-4 令和7年11月30日以前に海外勤務のため国外転出する場合の基礎控除等の具体的な適用方法

令和7年11月30日以前に海外勤務のため、国内に住所及び居所を有しないこととなり非居住者となる場合、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の改正の適用を受けるためにどのような方法がありますか。なお、収入は給与1か所のみで、国内に住所及び居所を有しないこととなるまでに年末調整をする予定です。また、居住者期間中に10万円超の医療費の支払があるため、還付申告をしようと考えています。

[A]

令和7年11月30日以前に海外勤務のため、国内に住所及び居所を有しないこととなることにより、年末調整で基礎控除の見直し等の適用を受けない場合には、以下の方法により、基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。

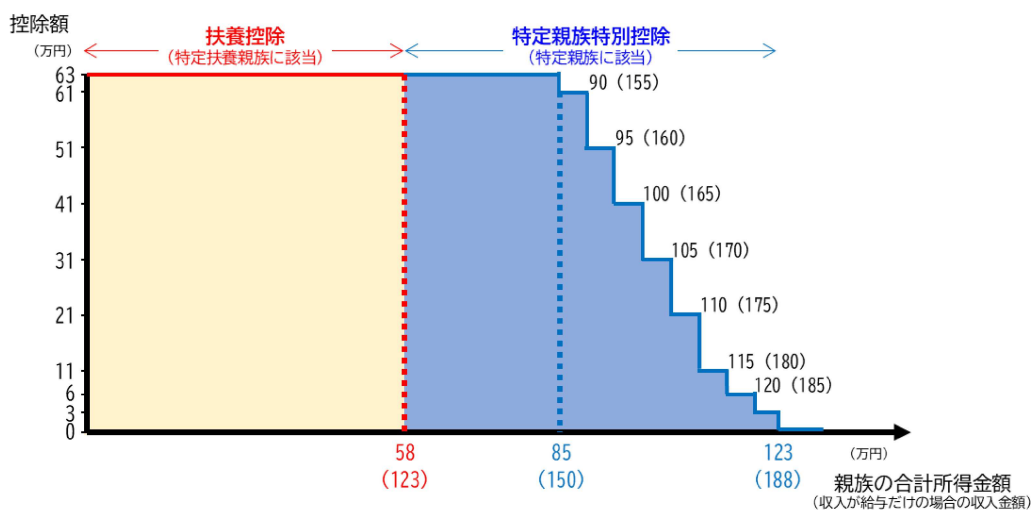
① 出国^(注1)の時までに準確定申告書を提出する場合

令和7年12月1日から令和12年12月2日（月）までに更正の請求書を提出する。

② 上記①以外の場合

令和7年12月1日以後に準確定申告書等を提出する^(注2、3)。

【参考：居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



2 控除対象扶養親族と、合計所得金額が一定額以下である特定親族^(注)については「源泉控除対象親族」とされました。

令和 8 年 1 月以後に支払うべき給与及び公的年金等について提出する扶養控除等申告書等及び扶養親族等申告書には「源泉控除対象親族」を記載することとなります。

(注) 給与と所得者が提出する扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の人となります。

公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下の人となります。

また、扶養控除等申告書等や扶養親族等申告書に「源泉控除対象親族」を記載することで、各月(日)の源泉徴収の際に、特定親族特別控除が適用されます。

【令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項】

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、上記 1 の改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和 7 年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

1-6 改正の概要(源泉控除対象親族)

令和 7 年度税制改正において定義された「源泉控除対象親族」とはどのような人をいうのですか。

[A]

1 <<給与の源泉徴収事務>>扶養控除等申告書等に記載する「源泉控除対象親族」

令和 7 年分までの扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」を記載していましたが、令和 8 年分以後の扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が 100 万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

この「源泉控除対象親族」については、各月（日）の給与に係る源泉徴収税額の計算に
加味されることとなります。

なお、年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けるためには、扶養控除等申告
書等の「源泉控除対象親族」欄への記載の有無にかかわらず、特定親族特別控除申告書を
給与の支払者に提出する必要があります。

(注) 合計所得金額が100万円超123万円以下の特定親族については、各月（日）の源泉徴収税額の計
算では考慮されませんが、年末調整において特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出する
ことにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【源泉控除対象親族】

次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 控除対象扶養親族 ^(注1)
- ② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支
払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計
所得金額が**58万円超100万円以下**の人

(注) 1 控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青
色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金
額が58万円以下の人のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

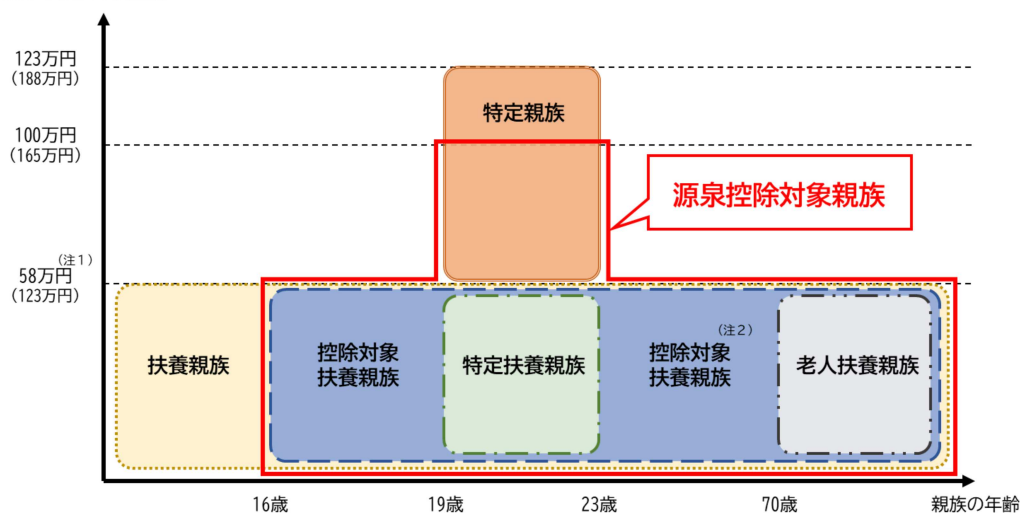
- (1) 居住者のうち、年齢16歳以上の人
- (2) 非居住者のうち、①年齢16歳以上30歳未満の人、②年齢70歳以上の人、③年齢30歳
以上70歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」
又は「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上
受けている人」のいずれかに該当する人

2 給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載される特定親族
は、上記のとおり合計所得金額が58万円超100万円以下の人となります。

公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に源泉控除対象親族として記載される特
定親族は、下記2のとおり合計所得金額が58万円超85万円以下の人となります。

【参考：親族の範囲】

親族の合計所得金額
(収入が給与だけの場合の収入金額)



(注) 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です（改正前：48万円）。
2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、
③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該
当する場合に限ります。

2 《公的年金等の源泉徴収事務》扶養親族等申告書に記載する「源泉控除対象親族」

令和7年分までの扶養親族等申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養親族等申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が85万円以下である人を加えた「(公的年金等に係る)源泉控除対象親族」を記載することとされました。

この「源泉控除対象親族」については、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算に加味されることとなります。

(注) 1 公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載される特定親族と、合計所得要件の上限が異なります。

2 合計所得金額が85万円超123万円以下の特定親族については、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、確定申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

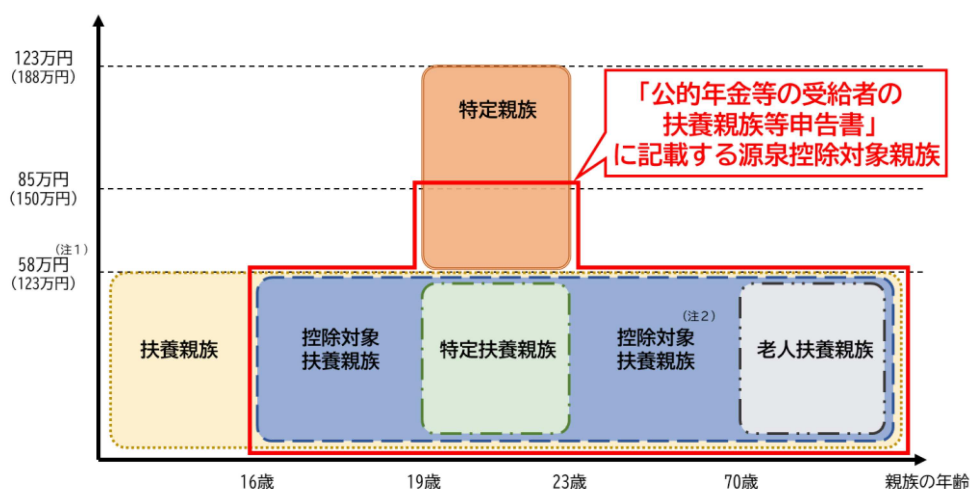
【(公的年金等に係る)源泉控除対象親族】

次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 控除対象扶養親族
- ② 居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超85万円以下の人

【参考：「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載する親族の範囲】

親族の合計所得金額
(収入が給与だけの場合の収入金額)



- (注) 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です(改正前：48万円)。
 2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、
 ③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

(1) 退職手当等の支払を受けた居住者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかについて、源泉徴収票データを活用した具体的な申告審理の事務処理手続を定めるなどして、的確な確認を行うなどするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	国税庁
課 税 の 根 拠	所得税法(昭和40年法律第33号)
基礎控除等の概要	所得税額の計算に当たり、所定の額が総所得金額等又は所得税額から控除されるもので、合計所得金額に応じて控除額が決まるなどするもの
退職所得の源泉徴収票において退職手当等の金額が500万円以上の者のうち所得税の確定申告を行った役員等の数	32,843人(令和2、3両年度)
上記のうち適用要件を満たさないにもかかわらず基礎控除等の額を計上するなどして基礎控除等が適正に適用されていない蓋然性が高い役員等の数及びその退職所得の金額(試算額)	4,515人 993億0003万余円(令和2、3両年度)
上記退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等を適正に適用した場合における納付すべき所得税等の額の増加見込額(試算額)	5億3380万円(令和2、3両年度)

1 所得税の基礎控除等の概要等

(1) 所得税の基礎控除等の概要

居住者(日本国内に住所を有するなどの個人)の所得税額は、所得税法(昭和40年法律第33号)に基づき、年間の総所得金額等から所得控除として所定の額を差し引いた残額である課税総所得金額等を基礎として計算するこ

などとなっている。所得控除は15種類あり、このうち、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除は、居住者の合計所得金額が一定額(基礎控除は2500万円、配偶者控除及び配偶者特別控除は1000万円)以下であるなどの場合に適用するものである。

また、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の規定に基づく自己の居住の用に供する住宅の借入金等を有する場合の住宅借入金等特別控除があり、これは居住用家屋の新築等をした個人の合計所得金額が一定額以下である年について、その年分の所得税額から所定の額を控除するものである。

上記のとおり、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び住宅借入金等特別控除(以下、これらを合わせて「基礎控除等」という。)は、いずれも合計所得金額が適用要件となっている。そして、合計所得金額は、所得税法等において、総所得金額に退職所得の金額等を加算した金額となっている。

(2) 退職所得に係る課税の概要

所得税法第30条の規定によれば、退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(以下「退職手当等」という。)に係る所得とされている。

退職手当等の支払を受ける居住者(以下「受給者」という。)は、同法第203条等の規定に基づき、退職手当等の支払を受ける時まで、氏名、退職手当等の金額、勤続年数等を記載した申告書(以下「退職所得の受給に関する申告書」という。)を、その退職手当等の支払をする者に提出しなければならないこととなっている。

受給者に対して退職手当等の支払をする者は、同法第199条等の規定に基づき、源泉徴収義務者として、その退職手当等について所得税及び復興特別所得税(注1)(以下「所得税等」という。)を徴収し、国に納付しなければならないこととなっている。そして、同法第226条第2項等の規定に基づき、受給者が法人の役員である場合は、当該受給者の退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないなどとなっている。

受給者は、退職所得の受給に関する申告書を提出している場合には、同法第121条第2項の規定に基づき、原則として当該退職手当等に係る所得税の確定申告を行う必要はないこととなっている。ただし、事業所得等の退職所得以外の所得があることなどにより納付すべき所得税額がある受給者は、同法第120条の規定に基づき、退職所得の金額を記載した所得税申告書を税務署長に提出して、確定申告を行わなければならないこととなっている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

(3) 税務署等における所得税申告書の基礎控除等に係る申告審理等

税務署等は、事務処理手続について国税庁が定めた個人課税事務提要等に基づき、所得税申告書のデータ(注2)(以下「所得税申告書データ」という。)の記載誤りがないかなどについて形式的な確認を実施することとなっている。

その後、税務署等は、所得税申告書データの申告内容が各種情報に照らして適正であるかについて審理する申告審理を行うこととなっているが、源泉徴収票のデータ(注2)(以下「源泉徴収票データ」という。)を活用した基礎控除等に係る申告審理の事務処理手続について、個人課税事務提要等には具体的に記載されていない。

そして、税務署等では、これらの申告審理等の結果を受けて、行政指導や税務調査による是正等を図ることとなっている。

(注2) 所得税申告書のデータ、源泉徴収票のデータ 書面、国税電子申告・納税システム等により居住者から提出された所得税申告書又は源泉徴収義務者から提出された源泉徴収票の内容を、税務行政の各種事務処理を行うために国税庁が全国的に運用している国税総合管理システムに取り込んだデータ

(4) 受給者等への所得税の確定申告に関する周知

国税庁は、所得税の確定申告を行う受給者等に向けて、同庁のウェブサイトにも所得税申告書の記入方法等に関する手引や質疑応答集を掲載するなどして、所得税の確定申告において基礎控除等は合計所得金額が適用要件となっていることや退職所得がある場合の確定申告の方法等に関する周知を図っているとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、基礎控除等は、合計所得金額が適用要件となっている。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、受給者が所得税の確定申告を行う場合に退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているか、税務署等は源泉徴収票データを活用して的確な申告審査を行っているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、国税庁から所得税申告書データ及び源泉徴収票データの提出を受けるなどして、源泉徴収義務者が税務署長に提出した法人の役員等(以下「役員等」という。)に係る令和2年分又は3年分の退職所得の源泉徴収票において500万円以上の退職手当等の支払を受けたとされている者のうち、当該年分の所得税の確定申告を行っていた役員等計32,843人(当該役員等を所管する全524税務署)を選定し、これらに係る両データの内容を確認するなどして検査した。

また、21税務署(注3)において、退職手当等の支払を受けた役員等が提出した所得税申告書における基礎控除等に係る申告審査の実施状況について、国税庁において、源泉徴収票データの活用に関する税務署等への指導及び退職所得がある場合の所得税申告書の記入方法に関する受給者への周知の状況等について、それぞれ聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 21税務署 札幌中、函館、青森、郡山、栃木、西川口、朝霞、松本、麴町、神田、日本橋、芝、本所、蒲田、荒川、足立、葛飾、横浜南、鎌倉、甲府、大野各税務署

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 基礎控除等の適用の状況

前記の役員等32,843人について、所得税申告書データと源泉徴収票データを突合したところ、所得税申告書に退職所得の金額を含めずに確定申告していた役員等が23,750人(試算した退職所得の金額(注4)計2707億2877万余円)見受けられた。そして、上記の役員等23,750人について、それぞれ試算した退職所得の金額を加算した合計所得金額に応じて基礎控除等が適正に適用されているかを確認したところ、合計所得金額が2500万円を超えていて基礎控除の適用要件を満たさなかったり、合計所得金額が1000万円を超えていて配偶者控除又は配偶者特別控除の適用要件を満たさなかったりなどしているにもかかわらず基礎控除等の額を計上するなどしていた役員等は4,515人(試算した退職所得の金額計993億0003万余円、当該役員等を所管する463税務署(注5))となっていて、基礎控除等が適正に適用されていない蓋然性が高い状況となっていた。

そこで、上記役員等4,515人の所得税等の額について、上記の試算した退職所得の金額を用いて試算したところ、合計所得金額が増加し、基礎控除等の額が減少(基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除の減少見込額計19億5482万円、住宅借入金等特別控除の減少見込額計3503万余円)することにより、納付すべき所得税等の額が計5億3380万余円増加すると見込まれた(注6)。

(注4) 退職所得の金額は、原則として、その年中の退職手当等の金額から勤続年数に応じて算定した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となっている。退職所得の金額は、源泉徴収票データに記録されていないため、当該源泉徴収票データに記録されている退職手当等の金額や勤続年数等を基に試算した。

(注5) 463税務署 札幌国税局管内23税務署、仙台国税局管内45税務署、関東信越国税局管内55税務署、東京国税局管内84税務署、金沢国税局管内12税務署、名古屋国税局管内47税務署、大阪国税局管内78税務署、広島国税局管内41税務署、高松国税局管内22税務署、福岡国税局管内28税務署、熊本国税局管内24税務署、沖縄国税事務所管内4税務署

(注6) 退職所得の金額を加算した合計所得金額に基づき基礎控除等の額を計上しないなどして試算した増加見込額であり、税務署等の行政指導等により、ほかの申告誤りなどが判明する場合、増加見込額が変動するため、この増加見込額がそのまま所得税等の増収額となるわけではない。

(2) 国税庁の税務署等への指導状況及び税務署等における申告審理の実施状況

前記のとおり、源泉徴収票データを活用した基礎控除等に係る申告審理の事務処理手続について、個人課税事務提要等に具体的に記載されていない。そこで、国税庁において、申告審理における退職所得に係る事務処理手続に関する税務署等への指導状況を確認したところ、同庁は、基礎控除等に係る申告審理について、源泉徴収票データにより退職所得の金額を加算した合計所得金額等を推定するなどの具体的な事務処理手続を示していなかった。そして、21税務署において、所得税申告書における基礎控除等に係る申告審理の実施状況を聴取したところ、源泉徴収票データを活用した申告審理を組織として行っている税務署は見受けられず、申告審理が的確に行われていない状況となっていた。

(3) 退職所得がある場合の所得税申告書の記入方法に関する周知の状況

国税庁は、前記のとおり、所得税の確定申告を行う受給者等に向けて、同庁のウェブサイト等で確定申告の方法等に関する周知を図っているとしている。しかし、当該ウェブサイト等による周知の状況をみたところ、退職所得がある受給者は退職所得の受給に関する申告書を提出した場合であっても確定申告を行う場合には所得税申告書に退職所得の金額を含めて申告する必要があることについては、退職所得の受給に関する申告書の手続ページ等に明確に記載していないなどとしていて、受給者等に対する周知は十分に行われていない状況となっていた。

このように、所得税申告書に退職所得の金額を含めずに確定申告していた役員等の中に、適用要件を満たさないにもかかわらず基礎控除等の額を計上するなどして基礎控除等が適正に適用されていない蓋然性が高い者が相当数見受けられるのに、税務署等において源泉徴収票データを活用するなどして申告審理が的確に行われていなかったり、所得税申告書に退職所得の金額を含めて確定申告する必要があることについて受給者等に対する周知が十分に行われていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 国税庁において、退職手当等の支払を受けた役員等の所得税申告書における基礎控除等に係る申告審理を行うに当たって、源泉徴収票データを活用した具体的な事務処理手続を税務署等に示す必要があることについての認識が欠けていたこと

イ 国税庁において、退職所得の金額を含めずに確定申告していた受給者が相当数に上ることを把握しておらず、退職所得がある年分の確定申告を行う場合は所得税申告書に退職所得の金額を含めて申告する必要があることについての受給者等に対する周知が十分なものとなっているかについての検討が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、次のような処置を講じた。

ア 退職手当等の支払を受けた役員等の所得税申告書における基礎控除等に係る申告審理を行うに当たって、源泉徴収票データを活用した具体的な事務処理手続を定め、5年8月に事務連絡を発して、各国税局等を通じて全国の税務署等に周知した。

イ 退職所得がある年分の確定申告を行う場合は所得税申告書に退職所得の金額を含めて申告する必要があることについて、5年8月及び9月に国税庁のウェブサイト等に明確に記載して、受給者等に対して周知するなどした。